

○請負契約における部分払いの限度額等の特例に関する基準

平成20年4月1日

基準第2号

改正 平成21年4月1日基準第1号

平成25年4月1日基準第1号

(趣旨)

第1条 愛知中部水道企業団財務規程（昭和50年規程第10号。以下「財務規程」という。）
第117条に規定する部分払の限度額等の特例に関する事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 この基準の対象となる契約は、請負契約のうち工事又は製造の請負以外の契約で、
契約内容が主として労務の提供であり、契約期間が概ね1年以上となる出来高の算定が困難なものとする。

(特例措置)

第3条 前条に定める対象契約における部分払の限度額等については、財務規程第117条の規定にかかわらず次に定めるところによる。

- (1) 部分払の額は、その既済部分に対する代価を超えない範囲内とする。
- (2) 出来高の算定が困難なものの部分払は、部分払の回数に基づき均等払いとする。
- (3) 部分払の回数は、契約金額にかかわらず1年度につき11回以内とし、当該契約書に記載するものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年基準第1号）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年基準第1号）

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

〈参考〉

契約内容例
給水受付業務委託
空調設備保守点検業務委託
電話交換業務委託
検針・収納及び開閉栓業務委託

剪定・除草業務委託
庁舎清掃業務委託
庁内情報システム保守委託
警備業務委託
センター処理業務委託
図面管理システムサーバーハードウェア保守委託
図面管理システム用カラーレーザープリンター保守委託
給水事務システムハードウェア保守
定期広報誌製作業務委託
設計積算CADシステム運用保守業務委託
図面管理システムソフトウェア保守管理業務委託